

第7回 真狩村農業委員会総会議事録

- 1 開 会 日 令和6年2月21日（水曜日） 午前 10時00分
- 2 閉 会 日 令和6年2月21日（水曜日） 午前 10時45分
- 3 開 会 場 所 真狩村役場 2階 会議室
- 4 議 長 真狩村農業委員会 会 長 金 丸 勝
- 5 会議に出席した委員名、及び職務のため出席した者の氏名
別紙名簿のとおり
- 6 提 出 議 案 別紙日程表のとおり

委員の出席報告

農業委員（ 11 名）

議席番号	氏名	出席	欠席
議長 11 番	金丸勝君	○	
1 番	清水貴則君	○	
2 番	山田建一君	○	
3 番	野村秀幸君	○	
4 番	守谷隆伸君	○	
5 番	廣瀬弘和君	○	
6 番	近石公夫君	○	
7 番	高倉正志君	○	
8 番	下隆志君	○	
9 番	大廣正紀君	○	
10 番	影山敏彦君	○	

本総会に職務のため出席した者の氏名

職名	氏名	出席	欠席
事務局長	北野一志君	○	
書記	黒田大誉君	○	
書記	須永柊一郎君	○	

第 7 回 真狩村農業委員会総会 議事日程

令和 6 年 2 月 21 日

午前10時00分 開 会

午前10時45分 閉 会

日 程	議 案 番 号	議 案 件 名	結 果
1		会議録署名委員の指名について 議席番号 2 番 山 田 建 一 君 議席番号 3 番 野 村 秀 幸 君	
2		会期の決定について 令和 6 年 2 月 2 1 日までの 1 日間	
3		諸報告について	
4	議案第 1 号	農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知のあった合意 解約の成立状況の確認について	可 決
5	議案第 2 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について	可 決
6	議案第 3 号	農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による 農用地利用集積計画の決定について	可 決
7			
8			
9			
10			
11			

議 事 の 経 過		
日 程	発 言 者	発 言 の 要 旨
開会宣言 (午前10時 00分)	議 長	ただ今の出席委員は11名です。 定足数に達しておりますので、これより第7回真狩村農業 委員会総会を開会します。
	議 長	日程1.会議録署名委員の指名について。 会議録署名委員は、2番山田建一君、3番野村秀幸君の 両名を指名します。
	議 長	日程2.会期の決定について。 会期については、本日1日限りとしてよろしいでしょうか。 お諮りします。
		(異議なしの声)
	議 長	それでは、会期は本日1日限りと決定します。
	議 長	日程3.諸報告について。 事務局より報告願います。 事務局長。
	事務局長	事務局長報告

	議 長	日程4. 議案第1号「農地法第18条第6項の規定による通知のあった合意解約の成立状況の確認について」を議題とします。 この議案については、近石公夫委員が真狩村農業委員会会議規則第27条の規定に該当しますので、退席願います。 <近石公夫委員退席後> 事務局から内容の説明を求めます。 事務局長。
	事務局長	議案第1号を説明朗読
	議 長	ただいま議案第1号について説明がありましたが、質疑はありませんか。
		(なしの声)
	議 長	質疑ないものと認めます。 お諮りします。
		議案第1号「農地法第18条第6項の規定による通知のあった合意解約の成立状況の確認について」は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
		(異議なしの声)
	議 長	異議なしと認めます。
		議案第1号「農地法第18条第6項の規定による通知のあった合意解約の成立状況の確認について」は原案のとおり決定とします。
	議 長	近石公夫委員は会議に復帰してください。
		<近石公夫委員復帰後>

	議 長	日程5. 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」の番号1及び番号3から番号5を議題とします。 事務局から内容の説明を求めます。 事務局長。
	事務局長	議案第2号の番号1及び番号3から番号5を説明朗読
	議 長	ただいま議案第2号の番号1及び番号3から番号5について説明がありましたが、質疑はありませんか。 (なしの声)
	議 長	質疑ないものと認めます。 お諮りします。 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」の番号1及び番号3から番号5は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なしの声)
	議 長	異議なしと認めます。 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」の番号1及び番号3から番号5は原案のとおり決定とします。
	議 長	続いて、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」の番号2を議題とします。 この議案については、近石公夫委員が真狩村農業委員会会議規則第27条の規定に該当しますので、退席願います。 <近石公夫委員退席後> 事務局から内容の説明を求めます。 事務局長。

	事務局長	議案第2号の番号2を説明朗読
	議 長	ただいま議案第2号の番号2について説明がありましたが、質疑はありませんか。 (なしの声)
	議 長	質疑ないものと認めます。 お諮りします。 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」の番号2は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なしの声)
	議 長	異議なしと認めます。 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」の番号2は原案のとおり決定とします。
	議 長	近石公夫委員は会議に復帰してください。 <近石公夫委員復帰後>
	議 長	日程6. 議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」の番号1から番号3を議題とします。 事務局から内容の説明を求めます。 事務局長。
	事務局長	議案第3号の番号1から番号3を説明朗読
	議 長	ただいま議案第3号の番号1から番号3について説明がありましたが、質疑はありませんか。

		(なしの声)
	議 長	質疑ないものと認めます。 お諮りします。 議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」の番号1から番号3は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
		(異議なしの声)
	議 長	異議なしと認めます。 議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」の番号1から番号3は原案のとおり決定とします。
	議 長	続いて、議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」の番号4を議題とします。 この議案については、高倉正志委員が真狩村農業委員会会議規則第27条の規定に該当しますので、退席願います。 <高倉正志委員退席後> 事務局から内容の説明を求めます。 事務局長。
	事務局長	議案第3号の番号4を説明朗読
	議 長	ただいま議案第3号の番号4について説明がありましたが、質疑はありませんか。 (なしの声)

	議 長	質疑ないものと認めます。 お諮りします。 議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」の番号4は、 原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なしの声)
	議 長	異議なしと認めます。 議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」の番号4は原 案のとおり決定とします。
	議 長	高倉正志委員は会議に復帰してください。 <高倉正志委員復帰後>
	議 長	続いて、議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」の番号5を議題とします。 この議案については、私が真狩村農業委員会会議規則第27条の規定に該当しますので、退席いたします。 <金丸勝会長退席後>
	議 長 (影山代理)	この議題につきましては、私、影山が議長を務めさせていただきます。 事務局から内容の説明を求めます。 事務局長。
	事務局長	議案第3号の番号5を説明朗読
	議 長 (影山代理)	ただいま議案第3号の番号5について説明がありましたが、 質疑はありませんか。

閉会宣言 (午前10時 45分)		(なしの声)
	議 長 (影山代理)	質疑ないものと認めます。 お諮りします。 議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」の番号5は、 原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	議 長 (影山代理)	(異議なしの声)
	議 長 (影山代理)	異議なしと認めます。 議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」の番号5は原 案のとおり決定とします。
閉会宣言 (午前10時 45分)	議 長 (影山代理)	金丸勝会長は会議に復帰してください。
		<金丸勝会長復帰後>
	議 長	以上をもって、今総会に提出したすべての議案について決 定いただきましたので、これで第7回真狩村農業委員会総会 を終了します。
		会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。
議 長		金 丸 勝
署名委員		山 田 建 一
署名委員		野 村 秀 幸